

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例（第43号）…………… 2
- 秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例（第44号）……… 4
- 秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例（第45号）… 4
- 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（第46号）…………… 4
- 秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第47号）…………… 5
- 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第48号）…………… 6
- 秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（第49号）… 6
- 秋田市河辺岩見温泉条例を廃止する条例（第50号）…………… 6

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第54号）…………… 6
- 秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第55号）…………… 6
- 秋田市河辺岩見温泉条例施行規則を廃止する規則（第56号）…………… 7

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第9号）…………… 7

上 下 水 道 局 訓 令

- 秋田市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（第1号）…………… 7

告 示

- 境界地の道路の管理およびその費用負担に関する協定の締結について（第197号）…………… 7
- 秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者の指定について（第198号）…………… 8
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第199号）…………… 8
- 市道路線の認定について（第200号）…………… 8
- 道路の区域決定および供用開始について（第201号）…………… 8
- 道路の区域変更および供用開始について（第202号）…………… 9
- 道路の区域変更および供用開始について（第203号）…………… 9

- 指定居宅介護支援事業者の廃止について（第204号）…………… 9
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第205号）… 9
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第206号）……………10
- 平成28年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第207号）……………10
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第208号）……………14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第209号）……………14
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第210号）……………14
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第211号）………14
- 道路の区域変更について（第212号）……………15
- 道路の供用開始について（第213号）……………15
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について（第214号）……………15
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第215号）……………15
- 平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第216号）……………16
- 功労者として待遇した者の氏名および事績の概要について（第217号）……………16
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第218号）…16
- 指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第219号）……………17
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第220号）…17
- 弁明の機会付与通知書の公示送達について（第221号）………18
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収事務の委託について（第222号）……………18

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について（第10号）……………18
- 教育委員会定例会の招集について（第11号）……………18

選 管 告 示

- 平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者および職務代理者の選任について（第27号）……………18
- 平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者および職務代理者の選任について（第28号）……………18
- 平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻の繰上げおよび繰下げについて（第29号）……………18

- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における開票管理者および職務代理者の選任について（第30号）
.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における投票所について（第31号）.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における期日前投票所について（第32号）.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における期日前投票所の閉じる時刻の繰上げについて（第33号）
.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における不在者投票を行うことができる時刻の繰上げについて
（第34号）.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における開票の場所および日時について（第35号）.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時
について（第36号）.....19
- 平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙
における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変
更選任について（第37号）.....20

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第7号）.....20

上 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の指定について（第25号）.....20
- 秋田市個別排水処理施設の処理区域について（第26号）.....20

公 告

- 秋田市マイタウン・バス西部線運行業務の公募型プロポーザル
の実施について.....20
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について.....21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届
出について.....25
- 入札参加希望者の公募について.....25
- 許可した開発行為に関する工事の完了について.....26
- 平成28年 7月17日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土
地区画整理審議会委員選挙における届出のあった候補者につい
て.....26
- 平成28年 7月17日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土
地区画整理審議会委員選挙における届出のあった候補者の数が
選挙すべき委員の数を超えないことについて.....26
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届
出について.....26
- 平成28年 7月17日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土
地区画整理審議会委員選挙の当選人について.....27
- 許可した開発行為に関する工事の完了について.....27
- 農用地利用集積計画の策定について.....27
- 秋田県収用委員会からの土地収用法施行令による通知について
.....27

条 例

秋田市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例
（秋田市市税条例の一部改正）

第 1 条 秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を
次のように改正する。

第11条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条中「および第2号」を「、第2号および第5号」に、
「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」
の次に「ならびに第5号および第6号に定める日までの期間」
を加え、同条第2号中「第33条の6第1項の申告書（法第321
条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書
に限る。）」を削り、同条第3号中「第33条の6第1項の申告
書（法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。）」を
削り、同条に次の2号を加える。

(5) 第33条の6第1項の申告書（法第321条の8第1項、第
2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に
係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る
納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第33条の6第1項の申告書（法第321条の8第22項およ
び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出した
ものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1
月を経過する日

第33条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「に
おいては」を「には」に、「総称する」を「いう」に改め、同
条第2項中「次項」の次に「および第4項」を加え、同条第3
項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を
加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書
を提出し、又は国の税務官署が所得税の更生（納付すべき税
額を増加させるものに限り、これに類するものを含む。以下
この項において「増額更生」という。）をしたとき（国の税
務官署が所得税の更生（納付すべき税額を減少させるものに
限り、これに類するものを含む。以下この項において「減額
更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によ
りその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増
加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減
額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更し
た税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）
に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項にお
いて同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の
9第4項各号に掲げる市民税にあたっては、第1号に掲げる
期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除す
る。

(1) 第31条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変
更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書
が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくもの
である場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する

日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第33条の6第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

第33条の7第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあっては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為

により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

第42条中「又は第12号の固定資産」を「もしくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第44条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。附則第6条の2から第6条の4までを次のように改める。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条の2 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第6条の3および第6条の4 削除

(秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成27年秋田市条例第47号)の一部を次のように改正する。

附則第10項の表第85条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第85条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第85条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第85条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改める。

附則第14項中「、新条例」を「、秋田市市税条例」に、「掲げる新条例」を「掲げる同条例」に改め、同項の表第12条第3号の項中「第33条の6第1項の申告書(法第321条の8第22項および第23項の申告書を除く。)」を削り、同表第87条の2の項中「第87条の2」を「第87条の2第1項」に改める。

附則第17項の表附則第14項の表第87条の2の項の項、附則第19項の表附則第14項の表第87条の2の項の項および附則第21項の表附則第14項の表第87条の2の項の項中「第87条の2」を「第87条の2第1項」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次

- の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中秋田市市税条例第11条の2、第42条および第44条の改正規定ならびに第2条の規定（秋田市市税条例の一部を改正する条例附則第14項の改正規定（同項の表第87条の2の項中「第87条の2」を「第87条の2第1項」に改める部分を除く。）を除く。）ならびに附則第5項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中秋田市市税条例附則第6条の2から第6条の4までの改正規定および附則第3項の規定 平成30年1月1日（個人の市民税に関する経過措置）
- 2 第1条の規定による改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第33条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第33条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 3 新条例附則第6条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（法人の市民税に関する経過措置）
- 4 新条例第33条の6第5項および第33条の7第4項の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第33条の6第3項又は第33条の7第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 5 新条例第42条および第44条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例

秋田市公民館設置条例（昭和29年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市南部公民館の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第45号

秋田市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

秋田市スポーツ施設条例（平成16年秋田市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第2 フットライトの項の次に次のように加える。

手動式移 動仮設席	営利を目的としない場合	1ブロック	170円
	営利を目的とする場合	1日につき	5,460円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 改正後の秋田市スポーツ施設条例に規定する手動式移動仮設席の使用の許可その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第46号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「厚生労働省地方厚生局長又は同省地方厚生支局長」を「都道府県知事」に改める。

第34条第4号中「前号」を「第1号」に改める。

附則に次の4項を加える。

（保育所の職員配置に係る特例）

5 保育所の職員配置については、当分の間、第36条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を置かなければならない。

6 第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

7 1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第36条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

8 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第36条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上置かなければならない。

別表第2の2階の項および3階の項中「同条第3項第2号、第3号および第9号の規定」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改め、同表4階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改める。

（秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次

のように改正する。

第8条第4項中「。以下この項」の次に「および附則第15項」を加える。

附則に次の4項を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

14 園児の登園又は降園の時間帯その他園児が少数である時間帯において、第8条第3項本文の規定により必要となる園児の教育および保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合は、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同条第4項の規定にかかわらず、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者として認めることができる。

15 第8条第4項に規定する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭および養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。)をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

16 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第8条第4項に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

17 前2項の規定により第8条第4項に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者ならびに市長が保育教諭と同等の知識および経験を有すると認める者の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表2階の項および3階の項中「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改め、同表4階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改める。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

(小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

6 小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所

(以下「小規模保育事業所A型等」という。)の職員配置については、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は、1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を置かなければならない。

7 第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、幼稚園教諭もしくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

8 1日つき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型等において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、市長が保育士と同等の知識および経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項もしくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。)の3分の2以上置かなければならない。

別表第1の4階以上の項中「外気に向かって開くことのできる窓もしくは排煙設備(同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。)を有する付室」を「付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)」に、「同条第3項第2号、第3号および第9号」を「同条第3項第3号、第4号および第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第47号

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営

に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第48号

秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第83条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年秋田市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「(第5項を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第49号

秋田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

秋田市旅館業法施行条例(平成15年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第18号イを次のように改める。

イ 簡易宿所営業

(ア) 宿泊者の数が10人以上の施設の場合

a 洋室 客室の有効床面積3平方メートルにつき1人

b 和室 客室の有効床面積2.5平方メートルにつき1

人

c aおよびbの規定にかかわらず、階層式寝台を有する場合にあっては、客室の有効床面積2.25平方メートルにつき1人

(イ) 宿泊者の数が10人未満の施設の場合にあっては、客室の有効床面積3.3平方メートルにつき1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市河辺岩見温泉条例を廃止する条例をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第50号

秋田市河辺岩見温泉条例を廃止する条例

秋田市河辺岩見温泉条例(平成16年秋田市条例第133号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第54号

秋田市政組織規則の一部を改正する規則

秋田市政組織規則(昭和56年秋田市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第11条観光振興課の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条第1項中第110号を第111号とし、第72号から第109号までを1号ずつ繰り下げ、第71号の次に次の1号を加える。

(7) 河辺岩見温泉交流センターに関すること。

第25条第2項第2号中「第77号」を「第78号」に改め、同項第3号中「および第80号から第103号まで」を「第72号および第81号から第104号まで」に改め、同項第4号中「第72号から第76号までおよび第78号から第102号まで」を「第73号から第77号までおよび第79号から第103号まで」に改め、同項第5号中「第59号、第60号」を「第59号から第61号まで」に改め、同項第7号中「第104号から第110号まで」を「第105号から第111号まで」に改め、同条第3項中「第103号」を「第104号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第55号

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

秋田市職員安全衛生管理規則(昭和63年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「第36条―第39条」を「第

37条一第40条」に改める。

第13条第1項第1号中「健康診断」の次に「(法第66条の10第1項に規定する検査を除く。以下この章および次章において同じ。)」を加え、同項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同号の前に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導および法第66条の9に規定する必要な措置の実施ならびにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)の実施ならびに同条第3項に規定する面接指導の実施およびその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。第27条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第39条を第40条とし、第36条から第38条までを1条ずつ繰り下げ、第3章中第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条の次に1条を加える。

(ストレスチェックの実施)

第34条 職員安全衛生管理者は、職員に対し、産業医および職員安全衛生管理者が指名する医師等によるストレスチェックを行わなければならない。

2 法令およびこの規則に定めるもののほか、ストレスチェックの実施に関し必要な事項は、職員安全衛生管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第56号

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則を廃止する規則

秋田市河辺岩見温泉条例施行規則(平成16年秋田市規則第79号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第9号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市政務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市政務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市政務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第10条の4中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 河辺岩見温泉交流センターの管理に関する事。

第11条観光振興課長専決事項の項中第13号を削り、第14号を第

13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第10条の4の改正規定は、平成28年10月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第1号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 7月22日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

秋田市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(秋田市上下水道局安全衛生管理規程(昭和49年秋田市水道局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「昭和47年法律第57号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(ストレスチェックの実施)

第5条 管理者は、職員に対し、医師等によるストレスチェックを行わなければならない。

2 ストレスチェックの実施については、法令およびこの規程に定めるもののほか、市長事務部局のストレスチェックの例による。

第4条第1項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同項第1号中「健康診断」の次に「(法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を除く。)」を加え、同号の次に次の2号を加える。

(2) 法第66条の8第1項に規定する面接指導および法第66条の9に規定する必要な措置の実施ならびにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。

(3) ストレスチェックの実施ならびに法第66条の10第3項に規定する面接指導の実施およびその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関する事。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項および第54条第1項の規定に基づき、境界地の道路の管理およびその費用負担に関する協定を次のとおり定めたので、同法第19条第5項の規定により告示する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

秋田市告示第198号

秋田市河辺岩見温泉交流センターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により告示する。

平成28年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市河辺岩見温泉交流センター

2 指定管理者

秋田市河辺三内字外川原101番地 1

河辺岩見温泉交流センター管理運営協議会

会長 備 後 正 義

3 指定の期間

平成28年10月 1日から平成33年 3月31日まで

秋田市告示第199号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項、第79条第 1 項および第115条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 かんきょう	株式会社 かんきょう 秋田南支店	秋田市仁井田 緑町86番 1号	平成28年 7月 1日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
合同会社 ひろおもて 居宅介護支援センター	ひろおもて 居宅介護支援センター	秋田市広面 字家ノ下7 番地 1	平成28年 7月 1日	居宅介護支援

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点		延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
41289	将軍野東一丁目 9 号線	将軍野東一丁目10番150地先		294.30	6.00
		将軍野東一丁目10番190地先			
60870	新屋前野町17号線	新屋前野町 8 番 3 地先		56.30	6.00
		新屋前野町 8 番 7 地先			
90489	緑ヶ丘団地29号線	飯島緑丘町16番1189地先		193.10	6.00
		飯島緑丘町16番1171地先			
90490	緑ヶ丘団地30号線	飯島緑丘町16番1188地先		30.900	6.00
		飯島緑丘町16番1179地先			
90491	金足岩瀬 5 号線	金足岩瀬字前山101番地先		126.00	6.20 ～ 15.00
		金足岩瀬字木ノ前 7 番地先			

秋田市告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終	点	
41289	将軍野東一丁目 9 号線	将軍野東一丁目10番150地先		
		将軍野東一丁目10番190地先		
60870	新屋前野町17号線	新屋前野町 8 番 3 地先		
		新屋前野町 8 番 7 地先		
90489	緑ヶ丘団地29号線	飯島緑丘町16番1189地先		
		飯島緑丘町16番1171地先		
90490	緑ヶ丘団地30号線	飯島緑丘町16番1188地先		
		飯島緑丘町16番1179地先		
90491	金足岩瀬 5 号線	金足岩瀬字前山101番地先		
		金足岩瀬字木ノ前 7 番地先		

2 縦覧期間

平成28年 7月 5日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

秋田市告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項および第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

2 縦覧期間

平成28年7月5日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
60718	旧	新屋前野町9号線	秋田市新屋前野町106番10地先 秋田市新屋前野町111番12地先	165	6.0 ～ 6.0
	新	新屋前野町9号線	秋田市新屋前野町106番10地先 秋田市新屋前野町111番12地先	165	6.0 ～ 6.0

2 区域変更および供用開始の期日

平成28年7月5日

3 縦覧期間

平成28年7月5日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	緑ヶ丘団地1号線	秋田市飯島松根西町8番228地先 秋田市飯島緑丘町16番995地先	808.6	3.8 ～ 9.4
	新	緑ヶ丘団地1号線	秋田市飯島松根西町8番228地先 秋田市飯島緑丘町16番995地先	808.6	3.8 ～ 9.4
市道	旧	緑ヶ丘団地4号線	秋田市飯島緑丘町16番775地先 秋田市飯島緑丘町16番995地先	491.9	4.0 ～ 5.0
	新	緑ヶ丘団地4号線	秋田市飯島緑丘町16番775地先 秋田市飯島緑丘町16番995地先	491.9	4.0 ～ 6.0

2 区域変更および供用開始の期日

平成28年7月5日

3 縦覧期間

平成28年7月5日から同月25日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社 One's Life	ケアプラン センター 西部ワンズ ライフ	秋田市川 元小川町 4番18号	平成28年 6月30日	居宅介護 支援

秋田市告示第204号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり廃止したので、同法第85条の規定により告示する。

平成28年7月5日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第205号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年7月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市牛島東五丁目6番38号 メゾン牛島102号室
氏名 佐藤 健彦
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市飯島道東三丁目6番45号
- 3 売りさばき所の名称

ファミリーマート秋田飯島道東店

秋田市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
安養寺自治会
- 2 認可年月日
平成16年 8月31日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 佐 藤 太次美
秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97
変更後 山 内 薫
秋田市雄和椿川字地張山67番地
- 4 変更年月日
平成28年 2月28日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第207号

平成28年 7月 1日の「平成28年 6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成28年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

平成28年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成28年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,499,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
15 国庫支出金		21,242,669	89,008	21,331,677
	2 国庫補助金	4,813,262	89,008	4,902,270
16 県支出金		8,567,007	199,673	8,766,680
	2 県補助金	2,963,551	189,639	3,153,190
	3 委託金	614,041	10,034	624,075
20 繰越金		700,000	64,047	764,047
	1 繰越金	700,000	64,047	764,047
21 諸収入		7,242,852	4,472	7,247,324
	5 雑入	1,214,090	4,472	1,218,562
22 市債		9,722,500	132,400	9,854,900
	1 市債	9,722,500	132,400	9,854,900
歳 入 合 計		130,010,000	489,600	130,499,600

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 16,354,172	千円 54,913	千円 16,409,085
	1 総務管理費	14,359,064	44,879	14,403,943
	4 選挙費	205,274	10,034	215,308
3 民 生 費		49,378,675	149,088	49,527,763
	1 社会福祉費	23,472,848	141,839	23,614,687
	2 児童福祉費	16,418,700	7,249	16,425,949
4 衛 生 費		8,785,474	9,772	8,795,246
	1 環境衛生費	642,747	9,772	652,519
	2 保健所費	1,827,519	0	1,827,519
6 農林水産業費		2,763,396	41,715	2,805,111
	1 農業費	1,989,288	38,715	2,028,003
	3 林業費	238,456	3,000	241,456
7 商 工 費		6,987,525	1,937	6,989,462
	1 商工費	6,987,525	1,937	6,989,462
8 土 木 費		15,211,322	232,175	15,443,497
	2 道路橋りょう費	4,252,703	143,292	4,395,995
	5 都市計画費	4,824,024	80,720	4,904,744
	7 住宅費	966,803	8,163	974,966
歳 出 合 計		130,010,000	489,600	130,499,600

第2表 債務負担行為補正

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費システム導入経費	平成28年度～平成29年度	9,716

第3表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
林 業 費	26,500	1,700	28,200			

道路橋りょう費	911,900	58,000	969,900		
土地区画整理費	688,200	72,700	760,900		
計	9,722,500	132,400	9,854,900		

平成28年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
 平成28年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
 次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ173,820千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,670,362千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 890,100	千円 93,100	千円 983,200
	1 国庫補助金	890,100	93,100	983,200
4 繰入金		1,564,458	80,720	1,645,178
	1 一般会計繰入金	1,564,458	80,720	1,645,178
歳 入 合 計		2,496,542	173,820	2,670,362

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 2,494,042	千円 173,820	千円 2,667,862
	1 土地区画整理費	2,494,042	173,820	2,667,862
歳 出 合 計		2,496,542	173,820	2,670,362

平成28年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 平成28年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
 は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,703

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,253,040千円とする。
 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 7,659,300	千円 5,703	千円 7,665,003
	2 国庫補助金	2,013,240	5,703	2,018,943
歳 入 合 計		37,247,337	5,703	37,253,040

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		千円 171,556	千円 5,703	千円 177,259
	2 徴税費	96,419	5,703	102,122
歳 出 合 計		37,247,337	5,703	37,253,040

平成28年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
平成28年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,244,482千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰 越 金		千円 5,396	千円 1,851	千円 7,247
	1 繰越金	5,396	1,851	7,247
歳 入 合 計		28,242,631	1,851	28,244,482

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		千円 5,451	千円 1,851	千円 7,302
	1 償還金及び還付加算金	5,451	1,851	7,302
歳 出 合 計		28,242,631	1,851	28,244,482

平成28年度秋田市一般会計補正予算（第2号）
平成28年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,986千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130,541,586千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 21,331,677	千円 20,993	千円 21,352,670
	2 国庫補助金	4,902,270	20,993	4,923,263
20 繰 越 金		764,047	20,993	785,040
	1 繰越金	764,047	20,993	785,040

歳 入 合 計	130,499,600	41,986	130,541,586
---------	-------------	--------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 2,805,111	千円 41,986	千円 2,847,097
	1 農業費	2,028,003	41,986	2,069,989
歳 出 合 計		130,499,600	41,986	130,541,586

秋田市告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：訪問看護事業

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
5	彩の風 訪問看護ステーション	秋田市牛島東三丁目9番7号アルカサル城南101号室	株式会社彩の風 代表取締役 田 畑 美 雪	平成28年 7月1日

秋田市告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成28年 7月 6日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
197	佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 元 彦	平成28年 7月1日

秋田市告示第210号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年 7月 8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 9台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成28年 6月 8日から同月29日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成28年 7月22日から平成29年 1月22日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成28年 7月13日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納およびつり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、

1 道路の区域変更の区間

整理番号	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
80193	旧	広面小学校3号線	秋田市広面字蓮沼72番1地先 秋田市広面字近藤堰越37番2地先	343.20	3.20 ～ 6.00
	新	広面小学校3号線	秋田市広面字蓮沼72番1地先 秋田市広面字近藤堰越37番2地先	343.20	4.64 ～ 6.00

2 区域変更の期日

平成28年7月14日

3 縦覧期間

平成28年7月14日から同年8月3日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月14日

秋田市長 穂 積 志

1 供用開始の区間

整理番号	路線名	供用開始区間
80193	広面小学校3号線	広面字近藤堰越37番1地先 広面字近藤堰越37番3地先

2 供用開始の期日

平成28年7月14日

3 縦覧期間

平成28年7月14日から同年8月4日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第214号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年7月14日

秋田市長 穂 積 志

指定

次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成28年7月14日

秋田市長 穂 積 志

名 称	所 在 地	指 定 年月日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	平成28年 7月1日
彩の風訪問看護ステーション	秋田市牛島東三丁目9番7号 アルカサル城南101号室	平成28年 6月1日

秋田市告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年7月14日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
株式会社かんきょう 秋田南支店	秋田市仁井田緑町86番1号	平成28年 7月1日
佐野薬局桜三丁目店	秋田市桜三丁目1番34号	平成28年 7月1日
ひろおもて居宅介護 支援センター	秋田市広面字家ノ下7番地1	平成28年 7月1日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
デイサービス・あくと	秋田市横森一丁目15番17号	秋田市手形字西谷地188番地1 西村ビル東棟	平成28年 7月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ケアプランセンター 西部ワンズライフ	秋田市川元小川町 4 番18 号	平成28年 6月30日

秋田市告示第216号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年 7月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
平成28年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収
税額決定・変更通知書

秋田市告示第217号

秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）に基づき功労者として待遇した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成28年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

第517号 野 中 歌 子 秋田市飯島美砂町 6 番 3 号

秋田市スポーツ推進員協議会会長として本市のスポーツ施策を積極的に推進したほか、秋田市体育協会副会長として地域スポーツの普及促進に努めるとともに女性のスポーツへの参画促進に取り組むなど、多岐にわたり本市の公益および発展に大きく貢献した。

第518号 齊 藤 信 勝 秋田市雄和平沢字金沢77番地10

長年にわたり農業委員会委員として農業政策への建議・要望の提出と農地転用等に対する助言・指導を行うなど、本市の農地行政の執行に大きく貢献した。

第519号 木 村 了 秋田市広面字大巻53番地 3

長年にわたり秋田市固定資産評価審査委員会委員として適正な審査に努め、本市の税制度の公平性の確保に大きく貢献した。

秋田市告示第218号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成28年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

長年にわたり人権擁護委員として人権相談・人権啓発活動等に尽力し市勢の発展に貢献した。

稲 場 みち子
高 山 万紀子

長年にわたり情報公開審査会委員として市政運営の公開性の向上を図り公正で開かれた市勢の発展に貢献した。

藤 盛 節 子

長年にわたり個人情報保護審査会委員として個人情報の適正な取扱いと市民の権利利益の保護に尽力し市勢の発展に貢献した。

櫻 庭 清
長年にわたり市交通指導隊の指導的立場にあって交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し交通安全の推進に貢献した。

鈴 木 幸 次
伊 藤 邦 夫
羽 沢 義 昭

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに努めるとともに地区会長として地域の連携と協調に貢献した。

戸 井 田 ■ 太 郎
進 藤 征 喜

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

柳 屋 弘
能 登 良 一
伊 勢 谷 順 一
佐々木 久左エ門
木 曾 久 勝
能登谷 功
吉 田 昌 弘
小 野 勲 夫
川 口 洋 一
星 野 敏 夫
木 村 昊
佐 藤 善 清
佐 藤 和 博
川 村 旭 二
齋 藤 喜 悦
加 藤 忠 弘
須 田 邦 裕
沼 田 忠 義
戸 嶋 元 美
長谷部 三 夫
長谷部 政 勝
佐々木 一 夫
尾 形 守
小助川 新 一

長年にわたり消費生活審議会委員として市民の安全で快適な消費生活の実現に貢献した。

古 谷 薫

長年にわたり社会福祉審議会委員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

石 沢 真 貴
石 原 芳 人

長年にわたり社会福祉協議会役員として職務に精励し本市社会福祉の向上に貢献した。

相 場 義 信
高 貝 正 之
細 谷 敏 夫
高 橋 良 慥
奈 良 通 也
加 藤 廣 征
貝 田 健 司
米 田 次 男

長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し本市社会

福祉の向上に貢献した。

- 今 井 勇
- 橋 野 茂 子
- 一ノ関 史 郎
- 佐 藤 登
- 上 村 隆 策
- 加 藤 成 子
- 川 上 隆 司
- 熊 谷 勇
- 曾 我 美 祈 子
- 山 上 ヒ ナ 子
- 池 端 収
- 吉 田 志 保 子
- 三 浦 金 光
- 鎌 田 博 美
- 高 橋 喜 美 子
- 伊 藤 明 子
- 佐々木 典 子
- 鬼 川 久 幸
- 成 澤 明 子
- 佐 藤 勝 男
- 佐 藤 貢
- 越後屋 勇 子
- 越後谷 博 子
- 高 橋 登 美 子
- 宇佐美 美 保
- 小田島 恵 子
- 伊 藤 た か 子
- 小 野 篤
- 鈴 木 夏 代
- 平 裕
- 佐 藤 富 子

長年にわたり地域保健推進委員会の代表として職務に精励し市民の健康増進に貢献した。

- 古 谷 洋 子
- 齊 藤 誠

長年にわたり商店街振興会の要職を務め商店街の健全な発展に寄与し本市商業の振興に貢献した。

- 浅 羽 正 幸
- 黒 木 正
- 佐 藤 智 司

長年にわたり山林看守人として市有林の保護育成に精励し本市林業の振興に貢献した。

- 細 部 芳 雄

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に精励し本市林業の振興に貢献した。

- 深 井 博 文

長年にわたり土崎神明社祭の曳山行事を紹介する冊子を発行するとともに地元出身者の講演会を開催するなど本市地域文化の継承・発展に貢献した。

- 土崎経済同友会

長年にわたり千秋美術館協議会委員として事業の企画・評価等に関わり美術館の円滑な運営に貢献した。

- 宝 池 文 暁

長年にわたり史跡地蔵田遺跡において土器づくり等の体験講座

や展示施設の解説および案内を行うなど史跡の保存・活用に貢献した。

- 弥生っこ村民会

長年にわたり少年指導センター少年指導委員として少年の非行防止と健全育成に貢献した。

- 宮 崎 夕 美 子
- 横 山 誠 治
- 岩 波 重 勝
- 加 藤 正 信
- 椎 川 保 子

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に精励し本市児童の健全育成に貢献した。

- 小 野 共 子
- 栗 山 由 美 子
- 佐 藤 ユ ミ 子
- 佐 藤 涼 子
- 鳥 井 晴 弥

長年にわたり開発審査会委員として職務に精励し本市都市計画行政の推進に貢献されるとともに町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し市民参加のまちづくりに貢献した。

- 鈴 木 啓 悦

煙体験装置や AED（自動体外式除細動器）の寄贈など本市の防火・防災活動および救急救命活動の推進に貢献した。

- 社会医療法人明和会 中通総合病院

長年にわたり他の模範となって自主的な防災活動や防災知識の普及啓発活動に精励し本市の地域防災の向上に貢献した。

- 千秋北の丸三区町内会自主防災隊
- 下北手宝川班自主防災隊
- 内浜田町内会自主防災隊
- 吉学寺町内会自主防災隊
- 寺田町内会自主防災隊

秋田市告示第219号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成28年 7月20日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	廃止の 年月日	サービス の種 類
株式会社 フォレスト フィールド	心花（とき めき）デイ サービス	秋田市御野 場五丁目8 番19号	平成28年 7月15日	地域密着型 通所介護、 介護予防通 所介護

秋田市告示第220号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年 7月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市御所野堤台二丁目6番地54
氏名 加 藤 美 沙 子

- 2 売りさばき所の所在地
秋田市御所野堤台一丁目5番1-2号
- 3 売りさばき所の名称
セブンイレブン秋田御所野堤台店

秋田市告示第221号

次の弁明の機会付与通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、秋田市行政手続条例（平成7年条例第44号）第27条の規定により公示送達する。

なお、当該弁明の機会付与通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年7月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
弁明の機会付与通知書
- 3 弁明書の提出先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部国保年金課収納推進室収納担当
- 4 弁明書の提出期限
平成28年8月9日

秋田市告示第222号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年7月27日

秋田市長 穂 積 志

- 受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市牛島東五丁目6番38号メゾン牛島102
佐藤 健彦
ファミリーマート秋田飯島道東店
- 受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5
三浦 光紀
セブンイレブン秋田仁井田本町店

教 委 告 示

秋田市教委告示第10号

平成28年7月13日午後4時秋田市役所5階会議室5-Aに教育委員会臨時会を招集する。

平成28年7月11日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

秋田市教委告示第11号

平成28年7月28日午後3時30分秋田市役所5階会議室5-Aに教育委員会定例会を招集する。

平成28年7月25日

秋田市教育委員会
委員長 野 口 かおり

付議案件

- 1 平成29年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の採択に関する件
- 2 平成29年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の採択に関する件
- 3 平成29年度使用秋田公立美術大学附属高等学院教科用図書の採択に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第27号

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成28年7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

投票区	職 名	住 所	氏 名
秋田市 投票区	投票管理者	秋田市東通一丁目16番20号	松 本 正 一
	同職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目2番17号	佐々木 正 清

秋市選管告示第28号

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、漁業法施行令第9条において準用する公職選挙法施行令第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成28年7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

職 名	住 所	氏 名	期 間
期日前投票 管理者	秋田市東通一丁目16番20号	松 本 正 一	平成28年7月26日から同年8月2日まで
職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目2番17号	佐々木 正 清	平成28年7月26日から同年8月2日まで

秋市選管告示第29号

平成28年8月3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所の開閉時刻を、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第6条第2項の規定に基づき次のとおり繰り上げおよび繰り下げたので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 繰り上げおよび繰り下げた時間
投票所を開く時刻の繰下げ 2時間
投票所を閉じる時刻の繰上げ 6時間
- 2 開閉時刻
投票所を開く時刻 午前9時
投票所を閉じる時刻 午後2時

秋市選管告示第30号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項および漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき次のとおり選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

職 名	住 所	氏 名
開票管理者	秋田市東通一丁目16番20号	松 本 正 一
職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目2番17号	佐々木 正 清

秋市選管告示第31号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

投 票 区	投 票 所 名	住 所
秋田市投票区	秋田市選挙管理委員会事務局	秋田市山王一丁目1番1号

秋市選管告示第32号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき次のとおり定めたので、公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	所 在 地	設置する期間
秋田市選挙管理委員会事務局	秋田市山王一丁目1番1号	平成28年7月26日から同年8月2日まで

秋市選管告示第33号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙

における期日前投票所の閉じる時刻を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定に基づき次のとおり繰り上げたので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 繰り上げた時間
投票所を閉じる時刻の繰上げ 2時間45分
- 2 閉じる時刻
投票所を閉じる時刻 午後5時15分

秋市選管告示第34号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における不在者投票を行うことができる時刻を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第270条の2第1項および同法施行令（昭和25年政令第89号）第142条の2第2項の規定に基づき次のとおり繰り上げたので、同令第142条の3の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 繰り上げた時間
不在者投票を行うことができる時刻の繰上げ 2時間45分

秋市選管告示第35号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票の場所および日時を、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所 6階会議室
- 2 日時
平成28年 8月 3日 午後3時30分から

秋市選管告示第36号

平成28年 8月 3日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成28年 7月25日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時
平成28年 7月31日 午後5時15分から

秋市選管告示第37号

平成28年 8 月 3 日執行の秋田海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の 7 の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成28年 7 月27日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 秋田市選挙管理委員会事務局

平成28年 7 月28日

新 秋田市下浜羽川字二十町25番地 大 友 徹

旧 秋田市仁井田本町四丁目 2 番17号 佐々木 正 清

2 秋田市選挙管理委員会事務局

平成28年 7 月31日

新 秋田市高陽青柳町 5 番25号 工 藤 淳

旧 秋田市仁井田本町四丁目 2 番17号 佐々木 正 清

農 委 告 示

秋田市農委告示第 7 号

平成28年 7 月19日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年 7 月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 競（公）売等適格証明申請に関する件
- 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 5 件）
- 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 1 件）
- 農用地利用集積計画（平成28年度第 4 号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第25号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 1 号の規定により告示する。

平成28年 7 月28日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
(有)TAGUCHIコーポレーション	田口 剛一	秋田市太平中関字 寺中 7

2 指定年月日

平成28年 7 月26日

秋田市上下水道局告示第26号

次の区域を秋田市個別排水処理施設の処理区域として定めたので、秋田市個別排水処理施設条例（平成16年秋田市条例第131号）

第 4 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成28年 7 月29日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 処理区域

地域区分	区 域
四ツ小屋地域	秋田市四ツ小屋字与左エ門川原の一部

2 関係図面の縦覧場所

秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局下水道整備課

3 縦覧の期間

平成28年 8 月 4 日から同月17日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く午前 8 時30分から午後 5 時15分まで）

公 告

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス西部線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年 7 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市マイタウン・バス西部線運行業務

(2) 業務内容

本業務は、秋田市西部地区（浜田、豊岩および下浜）において、秋田市マイタウン・バス西部線を運行するものである。

(3) 業務期間

平成28年10月 1 日から平成29年 9 月30日まで

(4) 業務規模

本業務に関する費用は60,739,200円（消費税および地方消費税を含む。）以内とし、秋田市の負担金は47,947,200円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 本市に事業所（本、支店を含む。）を有し、運行開始までに、道路運送法（昭和26年法律第183号）第 4 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業経営許可を取得し、かつ、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを終える能力を有する者であること。

(3) 運行開始までに、本業務に必要な車両および有資格者を有する者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(6) 市税の滞納がないこと。

(7) 秋田市から、製造の請負、物品の買入れその他の契約に係

- る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (8) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
- 3 手続等
- (1) 実施要領の交付
- ア 交付期間
平成28年 7月 1日(金)から同月11日(月)まで
- イ 交付方法
実施要領は、交通政策課ホームページからの入手を原則とする。(http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm)
また、希望者には交通政策課においても直接交付する(直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。)
- (2) 参加表明書の提出
- ア 提出期限
平成28年 7月11日(月)午後5時
- イ 提出場所
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課
電話番号 018-888-5766
ファクス 018-888-5767
E-mail ro-urtp@city.akita.akita.jp
- ウ 提出方法
持参(土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)によること。
- (3) 企画提案書の提出
- ア 提出期限
平成28年 7月25日(月)午後5時
- イ 提出場所

- 3の(2)のイに同じ
- ウ 提出方法
3の(2)のウに同じ
- 4 審査等
- (1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案書を提出した者のうちから、選定委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における運行事業者候補者を特定する。
- 5 その他
- (1) 提出書類等の作成、応募等に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類等は、返却しない。
- (3) 提出書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 提出書類等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

秋田市公告

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項および第11条の2第12項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を別紙のとおり公告する。

平成27年 7月 1日

秋田市長 穂 積 志

(別紙)

個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで)

閲覧年月日	申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲	
平成27年 5月12日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	家計の金融行動に関する世論調査	平成7年5月31日までに生まれた20歳以上の男女	仁井田本町一丁目、仁井田
平成27年 5月12日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成20年12月31日までに生まれた7歳以上の男女	旭南二丁目
平成27年 5月13日 14日 15日	㈱フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	在宅における医療・介護に関する県民意識調査	20歳以上の男女	秋田市全域
平成27年 5月20日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	日本人のメディア利用に関する実態調査	13歳から69歳までの日本人男女	新屋割山町
平成27年 5月21日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成27年度「旅行・観光消費動向調査」(一般統計調査)		飯島松根西町、飯島美砂町

平成27年 5月26日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査	20歳以上の日本国籍を有する男女	土崎港南一丁目
平成27年 6月4日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	新屋豊町、新屋天秤野、新屋松美ガ丘東町、土崎港北三丁目
平成27年 6月3日 5日 9日	㈱フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成27年度県民意識調査		秋田市全域
平成27年 6月16日	㈱毎日新聞社 代表取締役社長 朝比奈 豊	第69回読書世論調査	平成11年9月30日以前生まれの男女	牛島西三丁目
平成27年 6月18日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	インターネット上の安全・安心に関する世論調査	平成7年6月30日以前に生れた20歳以上の日本国籍を有する男女	山手台三丁目
平成27年 6月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2015年新聞及びウェブ利用に関する総合調査	平成12年8月末日までに生まれた15歳以上の日本人男女	新屋表町
平成27年 6月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	日常生活に関するアンケート	昭和10年7月1日から平成12年6月末日までに生まれた15歳以上79歳以下の日本人男女	将軍野南一丁目
平成27年 6月24日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	第8回メディアに関する全国世論調査	平成9年7月末日までに生まれた18歳以上の日本人男女	新屋沖田町
平成27年 7月1日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査(第63回)	平成7年7月31日までに生まれた20歳以上の男女	御所野元町四丁目から六丁目
平成27年 7月2日	㈱フィデア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟	平成27年度県民意識調査	18歳および19歳の男女	秋田市全域
平成27年 7月28日	㈱インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	男女の職業キャリアと生活に関する調査		添川字境内川原
平成27年 7月30日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	第11回飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査	昭和25年9月1日から平成12年8月31日までに生まれた15歳から64歳までの日本国籍を有する男女	御野場七丁目
平成27年 8月4日 5日	㈱アキタネット 代表取締役 大久保 利彦	平成27年度健康づくりに関する調査	20歳以上の男女	
平成27年 8月6日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	国土形成計画の推進に関する世論調査	平成7年7月31日以前に生まれた20歳以上の日本国籍を有する男女	桜ガ丘二丁目
平成27年 8月20日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費者行政の推進に関する世論調査	平成7年8月31日以前に生まれた20歳以上の日本国籍を有する男女個人	南通亀の町
平成27年 8月20日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	消費動向調査	単身世帯の世帯主	手形、手形休下町、手形住吉町
平成27年 8月27日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	生活意識に関するアンケート調査(第64回)	平成7年10月31日までに生まれた20歳以上の男女	手形住吉町、手形田中

平成27年 9月9日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	職業意識に関する国際比較	平成11年12月末日までに 生まれた16歳以上の男女	将軍野南五丁目
平成27年 9月9日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	住生活に関する世論調査	平成7年9月末日までに 生まれた20歳以上の男女	保戸野千代田町
平成27年 9月29日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	16歳以上の男女	新屋寿町、新屋南浜町、 将軍野東四丁目、寺内油 田二丁目および三丁目
平成27年 9月29日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	平成27年度消費者意識基本調 査	平成12年10月31日以前に 生まれた15歳以上の日本 国籍を有する男女	旭南三丁目
平成27年 9月30日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	高齢者の生活と意識に関する 国際比較調査	昭和30年10月1日までに 生まれた60歳以上の男女	広面、手形
平成27年 10月9日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	防災とエネルギーに関する世 論調査・2015	平成11年12月31日までに 生まれた16歳以上の男女	新屋表町
平成27年 10月14日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	メディアの接触と評価に関す る調査	昭和10年11月1日から平 成12年10月末日までに生 まれた15歳から79歳まで の日本人男女	飯島西袋三丁目、飯島飯 田二丁目
平成27年 10月16日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	青少年のインターネット利用 環境実態調査	平成9年11月2日から平 成17年11月1日までに生 まれた10歳以上17歳以下 の男女	土崎港東一丁目から四丁 目
平成27年 11月6日	㈱日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第2回家計と貯蓄に関する調 査	平成7年11月1日までに 生まれた20歳以上の男女	牛島東二丁目から四丁目
平成27年 11月17日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	安全・安心な社会づくりのた めのアンケート	昭和51年1月1日から平 成9年12月31日までに生 まれた18歳から39歳まで の男女	土崎港東二丁目
平成27年 11月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	2015年度アジアンバロメーター 調査	平成7年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	川尻若葉町
平成27年 11月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ視聴に関する調査	平成11年12月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人男女	河辺和田字和田
平成27年 11月19日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	教育・生涯学習に関する世論 調査	平成7年11月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	牛島西二丁目
平成27年 12月1日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	若者の生活に関する調査	昭和51年4月1日から平 成12年3月31日までに生 まれた15歳以上39歳以下 の日本人男女	手形字西谷地
平成27年 12月15日	(一社)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	政治意識に関する世論調査	平成8年5月1日から平 成10年4月30日までに生 まれた18歳から19歳まで の日本国籍を有する男女 個人	土崎港東一丁目および二 丁目、土崎港中央一丁目 から四丁目

平成27年 12月17日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	外交に関する世論調査	平成7年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	新屋田尻沢東町
平成27年 12月17日	(株)中央調査社 会長 西澤 豊	将来の公共サービスのあり方 に関する世論調査	平成7年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	牛島西一丁目および三丁 目
平成27年 12月17日	(株)中央調査社 会長 西澤 豊	社会意識に関する世論調査	平成7年12月末日までに 生まれた20歳以上の日本 人男女	新屋豊町
平成28年 1月7日	(株)朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺 雅隆	全国世論調査「21世紀の日本 と憲法」		秋田市全域
平成28年 1月13日	KCCSモバイルエンジニアリン グ(株) 代表取締役社長 角 秀男	通信利用動向調査	20歳以上の筆頭世帯構成 員の男女	新屋田尻沢中町、泉一ノ 坪、将軍野桂町、雄和妙 法、上北手大戸、千秋明 徳町、仁井田露見町、八 橋三和町
平成28年 1月19日	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	全国たばこ喫煙者率調査	大正15年5月1日から平 成8年4月30日までに生 まれた男女	広面、手形、仁井田本町 四丁目、飯島道東二丁目
平成28年 1月21日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	平成27年度国語に関する世論 調査	平成12年1月末日までに 生まれた16歳以上の日本 人男女	山手台二丁目および三丁 目
平成28年 1月21日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	働き方と意識についての調査 (JGGS-2016)	昭和41年1月1日から平 成2年12月31日までに生 まれた25歳以上49歳以下 の日本人男女	広面字二ツ屋、広面字野 添
平成28年 2月5日	(株)アルテ 代表取締役 時田 和幸	木もれ陽とアートのまちふれ あい通り仲小路歩行者天国化 事業におけるマーケット調査		河辺・雄和地区を除く秋 田市全域
平成28年 2月9日	(株)新情報センター 事務局長 平谷 伸次	家計消費状況調査	平成12年4月1日以前に 生まれた16歳以上の男女	下北手松崎、下北手桜、 下北手柳館、桜三丁目、 寺内見桜二丁目および三 丁目
平成28年 2月25日	泉・緑の会 会長 瀬田川 栄一	泉・緑の会で子どもの誕生記 念として苗木を贈るため	前年に生まれた子ども	泉学区
平成28年 3月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	平成28年度生活保障に関する 調査	昭和21年4月1日から平 成10年3月末日までに生 まれた18歳以上69歳以下 の日本人男女	東通館ノ越、東通明田
平成28年 3月3日	(一社)中央調査社 会長 西澤 豊	宝くじに関する世論調査	平成10年3月末日までに 生まれた18歳以上の日本 人男女	下北手松崎字大巻、飯島 鼠田一丁目

国又は地方公共団体の機関の請求による住民基本台帳の一部の写しの閲覧
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

閲 覧 年月日	請求をした国又は地方 公共団体の機関の名称	請 求 事 由 の 概 要	閲 覧 に 係 る 住 民 の 範 囲
平成27年 5月11日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世 帯数確認のため	土崎港東二丁目

平成27年 12月 2日 3日 4日 8日 9日	防衛省自衛隊 秋田地方協力本部 秋田募集案内所	自衛官募集事務上必要なため	平成10年 4月 2日から平成11年 4月 1日までに生まれたもの	秋田市全域
平成28年 3月 4日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		土崎港北一丁目、四丁目 および五丁目
平成28年 3月16日	秋田市生活総務課	地縁団体認可申請書の区域世帯数確認のため		仁井田字新中島

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成28年 7月 4日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社マルダイ 代表取締役 佐藤 純一
秋田市牛島東五丁目 3番26号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マルダイ新牛島店
所在地 秋田市牛島東五丁目 3番26号
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
イ 駐車場の位置及び収容台数
ウ 駐輪場の位置
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
平成29年 2月28日
- (5) 変更理由
現在営業している既存営業店舗の改装リニューアルを行うため

2 届出年月日

平成28年 6月27日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
平成28年 7月 4日から同年11月 4日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成28年 7月 5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は次のとおりである。
 - ア 業務名
文館－第11号 秋田市文化会館 5階大会議室空調機修繕
 - イ 履行場所
秋田市山王七丁目 3番 1号（秋田市文化会館）
 - ウ 履行期間
契約締結日から平成29年 1月20日まで
 - エ 入札参加要件
 - (ア) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
 - (イ) 入札参加申込時点において秋田市建設工事登録（業種：機械器具設置工事）名簿に登録されている者であること。
 - (ウ) 過去 2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - (エ) 市税に滞納がないこと。
 - (オ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - (カ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時
平成28年 8月 2日（火）午前10時
- (2) 入札の場所
秋田市山王七丁目 3番 1号
秋田市文化会館 第 6 会議室
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 契約日
平成28年 8月 8日（月）（予定）
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた

額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 予定価格の100分の87以上91以内の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者としなないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成28年7月19日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 実績調書(様式2) 過去2年以内の同種修繕・工事についての契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

ウ 納税証明書(完納証明書(市税に未納がない証明書))

エ 登記簿謄本(写しでも可)

※ 申込日から3か月以内に発行されたもの

オ 誓約書(様式3)

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付けする。

ア 受付期間

平成28年7月6日(水)から同月19日(火)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所

秋田市山王七丁目3番1号

秋田市文化会館 1階事務室

ウ 申込書等

申込書(様式1~3)は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、指名されない旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成28年7月28日(木)までFAXで行う。

5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間は、平成28年7月6日(水)から同月19日(火)まで

(2) 配布場所

秋田市文化会館ホームページから入手のこと。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館 直通 018-865-1191

秋田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第35条の2第1項の規定により、平成28年6月9日付け秋田市指令第3036号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年7月5日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市大町三丁目2番10号

大和ハウス工業株式会社秋田支店

支店長(支配人) 植 田 佳 彦

2 開発区域に含まれる地域の名称

第一工区

秋田市御所野堤台一丁目6番1の内

秋田市公告

平成28年7月17日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙について、土地区画整合法施行令(昭和30年政令第47号)第24条第2項の規定により届出のあった候補者は、次のとおりであるので、同令第24条第5項の規定により公告する。

平成28年7月7日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地5
嵯 峨 武	秋田市手形字西谷地47番地1
日 景 俊 克	秋田市手形字十七流124番地3
齊 藤 清	秋田市手形字西谷地61番地1
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地4
石 川 昭 作	秋田市手形字十七流108番地5
加 藤 正 典	秋田市手形字西谷地101番地6

2 宅地の借地権者が選挙する委員の候補者

氏 名	住 所
佐良土 朝 考	秋田市手形字山崎147番地1

秋田市公告

平成28年7月17日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有権者が選挙する委員および宅地の借地権者が選挙する委員の選挙については、届出のあった候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整合法施行令(昭和30年政令第47号)第26条の規定により、投票を行わない。

平成28年7月7日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年7月15日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
DCMホームック株式会社 代表取締役 石黒 靖規
札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 広面ショッピングセンター
所在地 秋田市広面字近藤堰越50番地1 外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
- (4) 変更年月日
平成28年 5月20日
- (5) 変更理由
代表取締役の異動決議による変更
- 2 届出年月日
平成28年 7月 8日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
平成28年 7月15日から同年11月15日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

平成28年 7月17日に執行した秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の当選人を次のとおり決定したので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第35条第5項の規定により公告する。

平成28年 7月19日

秋田市長 穂 積 志

1 宅地の所有権者から選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
武 田 忠	秋田市手形字西谷地53番地 5
嵯 峨 武	秋田市手形字西谷地47番地 1
日 景 俊 克	秋田市手形字十七流124番地 3
齊 藤 清	秋田市手形字西谷地61番地 1
岡 部 勇 作	秋田市手形字山崎31番地 4
石 川 昭 作	秋田市手形字十七流108番地 5
加 藤 正 典	秋田市手形字西谷地101番地 6

2 宅地の借地権者が選挙される委員の当選人

氏 名	住 所
佐良土 朝 考	秋田市手形字山崎147番地 1

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条 2 第 1 項の規定により、平成28年 6月28日付け秋田市指令第3199号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成28年 7月21日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市八橋大道東 2 番 1 号
国際石油開発帝石株式会社 国内事業本部
東日本鉱業所 秋田鉱場 場長 小黒 晃

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市外旭川字中谷地85番地 3 の内、85番 4、86番、87番、88番 1、89番 1、98番 1、99番 1、100番 1、100番 3、101番 1、101番 2 および85番 4 地先水路

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第 4 号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおりの縦覧に供する。

平成28年 7月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
本庁舎 3 階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田県取用委員会から土地取用法施行令（昭和26年政令第342号）第 5 条第 3 項の規定に基づく通知があったので、同施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき公告する。

平成28年 7月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事件名
一般国道 7 号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地内から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）に係る土地取用事件（平成27年秋収委第47号）
- 2 書類の名称
平成28年 7月22日付け秋収委—18「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市下浜羽川字浜平89番の土地の所有者
佐々木 俊 明
住所不明（ただし、住民票の住所は北海道江別市大麻園町23番地大麻園町団地 5 号棟503）
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所
秋田県掲示場（秋田県庁正面玄関前）
 - (2) 掲示を始めに年月日
平成28年 7月29日
 - (3) 掲載される公報
平成28年 7月29日付けの秋田県公報

